

# 一般社団法人日本応用地質学会 学会運営積立金運用規程

平成22年 5月21日 制定  
令和2年 5月21日 改定

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）の規則第65条十一の学会運営積立金（以下「本積立金」という）の管理・運営を行うことを目的とする。

## (積立金の原資)

第2条 本積立金の原資は、次の各号によるものとする。

- 一 この法人の会計の剰余金
- 二 寄付金
- 三 その他

## (積立金の使途)

第3条 本積立金は、原則として学会運営に必要な経費に用いるものとする。

## (積立金の管理・運営)

第4条 本積立金の管理・運営は、規則第65条十一により、理事会が行うものとする。

## (内規)

第5条 この規程を施行するために必要な内規は、別にこれを定める。

## 附則

### (規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の改訂及び廃止は、理事会の承認を得なければならない。